

細 則

第 一 章 役員選出

第1条 役員選出の適正を期するため、選挙管理委員会を設ける。

- 1 選挙管理委員会は、学年委員会および事務局で構成する。
- 2 選挙管理委員会は、運営委員会において新役員の推薦を求め、年度始め総会において決定する。

第 二 章 常任委員会

第2条 本会は、会則第3条の目的および第4条の事業遂行のために常任委員会を設け、次のような事業を分担する。

- 1 研 修 委 員 会 成人教育等研修ならびに会員の親睦に関する事業
- 2 広 報 委 員 会 本会の広報および情報収集に関する事業
- 3 保 健 厚 生 委 員 会 保健衛生、給食ならびに学校環境の整備、厚生に関する事業
- 4 ベルマーク委員会 ベルマーク収集活動および啓蒙に関する事業
- 5 和木小サポーターズ 児童の健全育成および家族の積極的参加の推進に関する事業
- 6 地 区 委 員 会 当該地区の地域環境づくりならびに調査研究に関する事業
- 7 学 年 委 員 会 各学年の代表として、当該事業の遂行にあたる。

第3条 常任委員会には、委員および教職員が属し、互選により委員長、副委員長、各1名を定め、活動を推進する。

但し、各部の必要に応じて補員を若干名定めることができる。

第 三 章 慶弔規定

第4条 本会の慶弔規定を、次の通り定める。

- 1 児童、会員が死亡した時は、香花料5千円と弔電を贈り、会長が会葬する。
- 2 教職員が転退職した時は、記念品料を贈る。
- 3 その他必要な場合は会長が決定し、役員会の承認を得るものとする。

第 四 章 雑 則

第5条 この細則は、運営委員会において出席者の過半数の承認を得て改正することができる。

付 則

- 1 この細則は、昭和50年5月12日より実施する。
- 2 昭和58年5月17日 一部改正
- 3 昭和63年3月11日 一部改正
- 4 平成5年5月11日 一部改正
- 5 平成18年5月12日 一部改正
- 6 平成22年5月11日 一部改正
- 7 令和5年5月2日 一部改正

